



平和と独立を求める民衆の「決意」を伝える
神道ジャーナリズム誌

本号の内容

【主張】中国政府は香港への不当介入をやめよ（木川智）：
1 / 【連載】アジア放浪記―歴史を掘り起こし日本を見る―37（仲村之
菊）：3 / 花瑛塾五月活動報告：5 / 【連載】記録沖繩戦④ 軍民・日米そ
れぞれの視点から（沖繩戦史研究会「棒兵隊」）：7 / 【連載】葦津珍彦
と神道ジャーナリズム 「時の流れ」を読み解く5（鎌倉佐助）：14 /
お知らせ・編集後記：16

1部 1000円
(別途送料160円)

中国政府は香港への不当介入をやめよ

葦津珍彦の香港返還論評を手掛かりに国家安全法導入を考える

神苑の決意 木川智

【主張】新型コロナウイルス感染症の拡大に基づく緊急事態宣言が解除された。あらためて感染症により亡くなられた方々に哀悼の意を表すとともに、現在罹患されている方々に見舞い申し上げる。そして医療関係者はじめ、感染症と戦う全ての関係者に感謝を伝えたい。また第二波ともいわれるさらなる感染症の拡大も懸念されている。引き続き警戒したい。

■ 中国政府による国家安全法制の導入

さて、その新型コロナウイルス感染症の拡大によ

りこれまで延期されていた中国の全国人民代表大会（全人代）が、北京の人民大会堂で二十二日から二十八日の日程で開催された。注目すべきは最終日の二十八日、全人代で香港での反中国的な動きを取り締まる国家安全法制を導入する方針が採択されたことである。

香港では昨年、反送中運動といわれる逃亡犯条例改正に対する反対運動が爆発的な盛り上がりを見せたが、この問題はあくまでも香港政府が香港の立法機関である立法会での議決を経た上での条例改正を目指したものである。しかし、このたびの国家安全

法制の導入は、中国政府が香港の治安関係法令を直接制定し、これを適用するものであり、香港の高度な自治を認める「一国二制度」を根底から覆すものである。

そもそも香港では、いわば香港の憲法である香港基本法のもと、中国の法令が適用されないが、香港基本法では外交や軍事、領事などに関しては何れも中国の法律の適用を認めている。中国政府は、国家安全法制をそうした香港基本法における例外の一部として香港に適用するというのである。

ここで香港に適用される国家安全法制の中身は、